

《高山労基署だより》

平成23年11月号

秋に入っても、これまではたいへん暖かでしたが、急に冷え込みが始まり、そろそろ雪がちらついてくる様子です。飛騨ではこれから冬への準備が本格的になりますが、雪の降る前にここまでしなければ等と考え、あわてたり、あせったりすることは禁物です。心に常に余裕を持ちながら、日々の業務にあたっていただくようお願いいたします。

<労働時間の適正な把握について>

岐阜労働局で、平成22年度に、県下7労働基準監督署において臨検監督により賃金不払残業(いわゆる「サービス残業」)を行わせていた事業場に対して是正を指導した結果、1企業当たり100万円以上の支払いが行われた事案について集計したところ、総計で企業数は46、対象労働者は4,053人、支払われた金額は3億33万円となりました。

高山労働基準監督署においては、5企業の175人に対し2,195万円が支払われました。

労働基準行政上の重要な課題として、あらゆる監督指導において、労働時間の適正な把握と過重労働による健康障害の防止等に取り組んできましたが、依然としてこの問題の解消に至っていない状況にあります。

厚生労働省では、11月を「労働時間適正化キャンペーン」期間として、賃金不払い残業の解消、長時間労働の抑制等に向け、重点的な取り組みを実施しており、その一環としてインターネットにより職場の労働時間に関する情報を受け付けています。

これらの情報も含め、当署では、今後も指導の強化を図り、違反事案に対しては厳しく対処してまいります。同時に、労働時間管理を含めた職場環境そのものの改善に向けた労使の自主的な取り組みも重要であることから、「はつらつ職場づくり宣言」事業場の拡大についても取り組んでまいります。

労働時間を適正に把握、管理し、労働者の過重労働を防ぐと共に、効率的な業務運営を図ることは、コストの削減になることはもとより、労使の信頼関係が良好になり、誰もがはつらつとして、持っている能力を十全に発揮できる職場づくりにつながることを、事業主の皆様には、是非ご理解いただきたいと思えます。

その上で、所定外労働の削減や変形労働時間制の採用等について取り組もうと考えておられる事業主の皆様に対しては、岐阜労働局に「労働時間設定改善コンサルタント」(社会保険労務士の資格を有する非常勤の国家公務員)を置いており、無料で相談(訪問相談も可)にあっておりますので、是非ご活用下さい。

また、パートタイマー等非正規労働者の労務管理についても、同じく岐阜労働局では「非正規雇用労働条件改善指導員」を置いて無料相談に対応しています。

さらには、中小企業における労働時間等の設定の改善を通じた職場意識の改善を促進するため、職場意識改善に係る2カ年の計画を作成し、この計画に基づく措置を効果的に実施した中小企業の事業主に対して、助成金を支給する、「職場意識改善助成金制度」もございますので、是非これら積極的に職場を改善しようとお考えの事業主の皆様を支援する制度を、ご活用いただきますようお願いいたします。

なお、これらの支援事業については、岐阜労働局労働基準部監督課(電話058-245-8101)までお問い合わせください。

< 労働保険料の口座振替制度について >

労働保険事務組合に事務委託せず、労働保険に個別加入している事業主の皆様においては、労働保険料及び一般拠出金は、これまで、金融機関や労働局等の窓口で納付いただいておりますが、平成23年度第3期分から、口座振替により納付いただけるようになりました。

金融機関等の窓口で納付の都度出向く必要がなく、納付期限を気にすることなく、自動的に労働保険料の納付が行えるなど、口座振替納付にはメリットがあり、一度手続きを行えば、翌年度以降も継続して口座振替による納付することができ、手数料も必要ありません。

口座振替をご利用いただくためには、口座番号等を記した申込用紙を、口座を開設している金融機関の窓口にご提出いただく必要があります。保険料の延納(分割納付)していただいている事業主の皆様へは、岐阜労働局から申込書を送付しておりますので、ご注意ください。

なお、平成23年度第3期納付分については、既に申し込み期限(11月11日)が過ぎておりますので、これから申込みをしていただいた場合は、次回納付からとなります。

大変便利な口座振替納付をぜひご利用ください。口座振替についてのお問い合わせは、岐阜労働局労働保険徴収室(058-245-8115)までお願いいたします。

< 運送業に係る労働災害防止研修会について >

高山労働基準監督署管内の労働災害発生状況を見ますと、産業全体では、減少傾向にあり、本年度も10月末現在で、150件と、前年同期と比べ24件、13.8%の減少となっています。しかし、陸上貨物運送業については、ここ5年横ばいもしくは増加傾向にあり、本年度10月末現在でも前年同期に比べ1件の減少に留まっています。また、その災害の内容については、過去5年間の49件の災害中11件(22.4%)がトラックの荷台等からの墜落・転落災害であり、その多くが骨折等により1か月以上の休業を要する重篤な災害となっています。

こうした状況から、当署では、「道路貨物運送業の荷役作業時等における労働災害防止のための講習会」を、12月5日、13時30分から飛騨・世界生活文化センターで開催することといたしました。

既に、管内の道路貨物運送業の皆様へは、開催のご案内をしておりますが、その他の業種においても、業務で日常的に貨物自動車を使用している等で、荷役作業時の労働災害防止に取り組むたいと考えている事業場の皆様にも、受講していただくことは可能ですので、当署安全衛生課までご連絡ください。

高山労働基準監督署

高山市花岡町3-6-6 電話0577-32-1180 FAX0577-32-1274

この「労基署だより」は、岐阜労働局のホームページからも見るができます。(ホームページトップ 労働基準監督署 高山労働基準監督署「最新情報」)会員様等への配布などの場合は、ホームページからダウンロードしてご利用ください。